|  |
| --- |
| 株式会社■■　定　　款 |

株式会社■■　定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条 当会社は、株式会社■■と称する。

（目　的）

第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１ ■■

２ 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を■■に置く。

（公告方法）

第４条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条 当会社の発行可能株式総数は、■■株とする。

（株券の不発行）

第６条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条 当会社の株式を譲渡により取得することについて、代表取締役の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡しの請求）

第８条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（自己株式の取得）

第９条 １ 当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

２ 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

（株主割当てによる募集株式等の発行）

第１０条 株主に割当てを受ける権利を与えて募集株式及び募集新株予約権の発行を行う場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は、取締役の決議によって定める。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第１１条 当会社の株式を取得した者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第１２条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第１３条 前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第１４条 １ 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主と定める。

２ 前項のほか、必要がある場合は、取締役はあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者と定めることができる。

（株主の住所等の届出）

第１５条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も同様とする。

第３章　　株主総会

（招　集）

第１６条 １ 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

２ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

３ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

（議　長）

第１７条 １ 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

２ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第１８条 １ 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２ 会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１９条 １ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２ 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および代表取締役

（取締役会の設置）

第２０条 当会社は、取締役を１名以上置く。

（選任方法）

第２１条 １ 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第２２条 １ 取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２ 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および社長）

第２３条 １ 当会社に取締役を２名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役１名以上を定め、代表取締役をもって社長とする。

２ 当会社に置く取締役が１名の場合には、その取締役を社長とする。

３ 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

（報酬等）

第２４条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　計　　算

（事業年度）

第２５条 当会社の事業年度は、毎年■■日から翌年■■までとする。

（剰余金の配当）

第２６条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

（剰余金の配当の除斥期間）

第２７条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

（設立に際して出資される財産の最低額）

第２８条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金■■円とする。

（最初の事業年度）

第２９条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和■■年■■月■■日までとする。

（設立時取締役）

第３０条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 ■■

（発起人の氏名及び住所）

第３１条 発起人の氏名、住所及び発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数は、次のとおりとする。

住所 ■■

氏名 ■■

普通株式 ■■株

（準拠法）

第３２条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社■■設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

年 月 日

発起人 ■■ ㊞